

事務連絡
平成27年2月23日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別 記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
独立行政法人 国立がん研究センター
独立行政法人 国立循環器病研究センター
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人 国立国際医療研究センター
独立行政法人 国立成育医療研究センター
独立行政法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康福祉機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合 (47カ所)

財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房給与厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成27年厚生労働省告示第32号をもって改正され、平成27年2月24日より適用することとされたところですが、その概要等は下記のとおりです。
つきましては、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった新医薬品（内用薬9品目、注射薬15品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 929	3, 951	2, 540	26	16, 446

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) タケキャブ錠10mg及び同20mg

本製剤の使用期間は、胃潰瘍においては通常8週間まで、十二指腸潰瘍においては通常6週間まで、逆流性食道炎においては通常4週間まで（効果不十分の場合は8週間まで）と限定（再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法を目的として用いる場合を除く。）されていることから、使用にあたっては十分留意すること。

(2) パリエット錠5mg

- ① 本製剤は、既に薬価収載後1年以上を経過している「パリエット錠10mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において低用量アスピリン投与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）第十第二号（一）に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする。）は適用されないものであること。
- ② 本製剤の低用量アスピリン投与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制に係る用法・用量においては、1日1回5mgを中心用量とすること。ただし、初回処方より1日1回10mgを投与することを排除するものではないこと。

(3) ゼルボラフ錠240mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*BRAF* 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、*BRAF* 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

(4) メナクトラ筋注

本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）。

(5) イロクテイト静注用250、同500、同750、同1000、同1500、同2000及び同3000

- ① 本製剤は遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

3 関連通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305第3号）別添1第2章第6部通則2（1）中シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 髄膜炎菌ワクチン

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第6部 注射</p> <p>〈通則〉</p> <p>2 生物学的製剤注射加算</p> <p>(1) 「通則3」の生物学的製剤注射加算を算定できる注射薬は、トキソイド、ワクチン及び抗毒素であり、注射の方法にかかわらず、次に掲げる薬剤を注射した場合に算定できる。</p> <p>ア ㊦ 乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン</p> <p>イ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)</p> <p>ウ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)</p> <p>エ 肺炎球菌ワクチン</p> <p>オ 髄膜炎菌ワクチン</p> <p>カ 沈降破傷風トキソイド</p> <p>キ ㊦ ガスエソウマ抗毒素</p> <p>ク 乾燥ガスエソウマ抗毒素</p> <p>ケ ㊦ 乾燥ジフテリアウマ抗毒素</p> <p>コ ㊦ 乾燥破傷風ウマ抗毒素</p> <p>サ ㊦ 乾燥はぶウマ抗毒素</p> <p>シ ㊦ 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素</p> <p>ス ㊦ 乾燥まむしウマ抗毒素</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第6部 注射</p> <p>〈通則〉</p> <p>2 生物学的製剤注射加算</p> <p>(1) 「通則3」の生物学的製剤注射加算を算定できる注射薬は、トキソイド、ワクチン及び抗毒素であり、注射の方法にかかわらず、次に掲げる薬剤を注射した場合に算定できる。</p> <p>ア ㊦ 乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン</p> <p>イ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)</p> <p>ウ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)</p> <p>エ 肺炎球菌ワクチン</p> <p>オ 沈降破傷風トキソイド</p> <p>カ ㊦ ガスエソウマ抗毒素</p> <p>キ 乾燥ガスエソウマ抗毒素</p> <p>ク ㊦ 乾燥ジフテリアウマ抗毒素</p> <p>ケ ㊦ 乾燥破傷風ウマ抗毒素</p> <p>コ ㊦ 乾燥はぶウマ抗毒素</p> <p>サ ㊦ 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素</p> <p>シ ㊦ 乾燥まむしウマ抗毒素</p>

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 オーファディンカプセル2mg	ニチシノン	2mg 1カプセル	3,960.60
2	内用薬 オーファディンカプセル5mg	ニチシノン	5mg 1カプセル	8,649.00
3	内用薬 オーファディンカプセル10mg	ニチシノン	10mg 1カプセル	15,768.20
4	内用薬 ジャディアンス錠10mg	エンパグリフロジン	10mg 1錠	205.50
5	内用薬 ジャディアンス錠25mg	エンパグリフロジン	25mg 1錠	351.20
6	内用薬 ゼルボラフ錠240mg	ベムラフェニブ	240mg 1錠	4,935.50
7	内用薬 タケキャブ錠10mg	ボノプラザンフマル酸塩	10mg 1錠	160.10
8	内用薬 タケキャブ錠20mg	ボノプラザンフマル酸塩	20mg 1錠	240.20
9	内用薬 パリエット錠5mg	ラベプラゾールナトリウム	5mg 1錠	70.50
10	注射薬 イロクテイト静注用250	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	250国際単位1瓶 (溶解液付)	26,766
11	注射薬 イロクテイト静注用500	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	500国際単位1瓶 (溶解液付)	49,637
12	注射薬 イロクテイト静注用750	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	750国際単位1瓶 (溶解液付)	71,236
13	注射薬 イロクテイト静注用1000	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	1,000国際単位1瓶 (溶解液付)	92,050
14	注射薬 イロクテイト静注用1500	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	1,500国際単位1瓶 (溶解液付)	132,105
15	注射薬 イロクテイト静注用2000	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	2,000国際単位1瓶 (溶解液付)	170,702
16	注射薬 イロクテイト静注用3000	エフラロクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	3,000国際単位1瓶 (溶解液付)	244,983

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
17	注射薬 コセンティクス皮下注用150mg	セクキヌマブ(遺伝子組換え)	150mg 1 瓶	73,123
18	注射薬 コセンティクス皮下注150mgシリンジ	セクキヌマブ(遺伝子組換え)	150mg1mL 1 筒	73,132
19	注射薬 スクラッチダニアレルゲンエキス「トリイ」 100,000JAU/mL	なし(コナヒョウヒダニエキス及びヤケヒョウヒダニエキスを含有する液剤)	1 mL 1 瓶	7,966
20	注射薬 治療用ダニアレルゲンエキス皮下注「トリイ」 10,000JAU/mL	なし(コナヒョウヒダニエキス及びヤケヒョウヒダニエキスを含有する水性注射剤)	2 mL 1 瓶	4,320
21	注射薬 治療用ダニアレルゲンエキス皮下注「トリイ」 100,000JAU/mL	なし(コナヒョウヒダニエキス及びヤケヒョウヒダニエキスを含有する水性注射剤)	2 mL 1 瓶	4,320
22	注射薬 ビミジム点滴静注液5mg	エロスルファーゼ アルファ(遺伝子組換え)	5 mg 5 mL 1 瓶	129,908
23	注射薬 メチレンブルー静注50mg「第一三共」	メチルチオニウム塩化物水和物	50mg10mL 1 管	120,382
24	注射薬 メナクトラ筋注	4価髄膜炎菌ワクチン(ジフテリアトキソイド結合体)	0.5mL 1 瓶	19,827
25	外用薬 ベピオゲル2.5%	過酸化ベンゾイル	2.5% 1 g	120.90
26	外用薬 ロゼックスゲル0.75%	メトロニダゾール	0.75% 1 g	101.40